

EU競争法セミナー
～日本企業が知って
おくべきEU競争法の
最新動向2016～

2016年1月15日(金)
ベルギー、ブリュッセル
於：欧州連合日本政府代表部

子会社によるEU競争法違反に基づく親会社責任

子会社によるEU競争法違反行為は、 どのような場合に親会社に帰責されるのか？

- 子会社が市場において独自の決定に基づき行動するのではなく、単に親会社の指示に従って行動する場合 (*Imperial Chemical Industries v Commission, 1972*):
 - 子会社の市場における行動に関して、親会社が「決定的な影響力」を有する場合
 - このよう場合、EU競争法のもと2つ以上の構成体は、EU機能条約第101条1項の文脈において単一の「事業者」とみなされる（「単一経済事業体の法理」）



欧州委員会は親会社に関して、次の2点を立証しなければならない:

- (i) 子会社に対して、「決定的な影響力」を行使できる地位にあること；
及び
- (ii) 子会社に対して、実際にそのような影響力を行使したこと

親会社責任 – 過去に問題とされた事例

様々事案において、親会社責任は拡大されてきた:

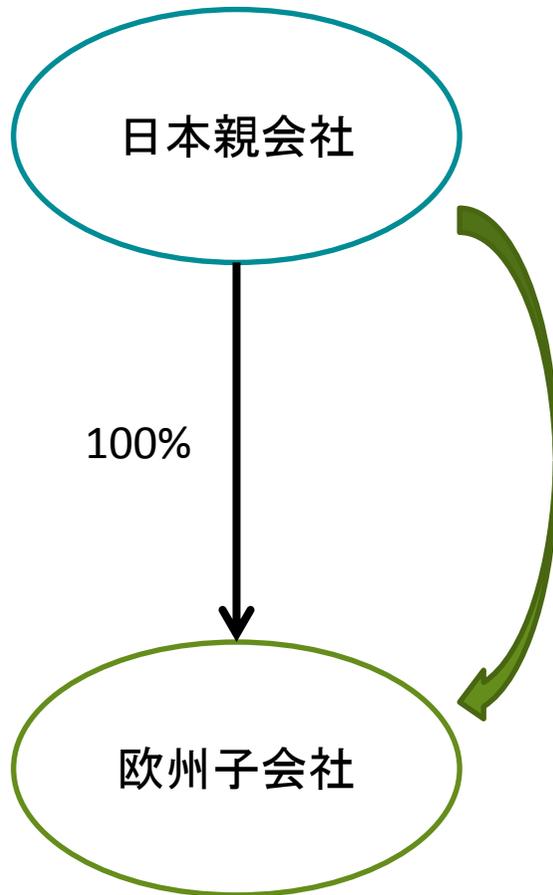
ケース1: 完全(ほぼ完全)所有子会社
- 決定的な影響力を親会社が行使したとの推定

ケース2: 一部所有
- 決定的な影響力が行使されたことを欧州委員会は立証しなければならない

ケース3: ジョイントベンチャー

ケース4: 持ち株会社・非事業会社

親会社責任: ケース1: 完全(ほぼ完全)所有子会社

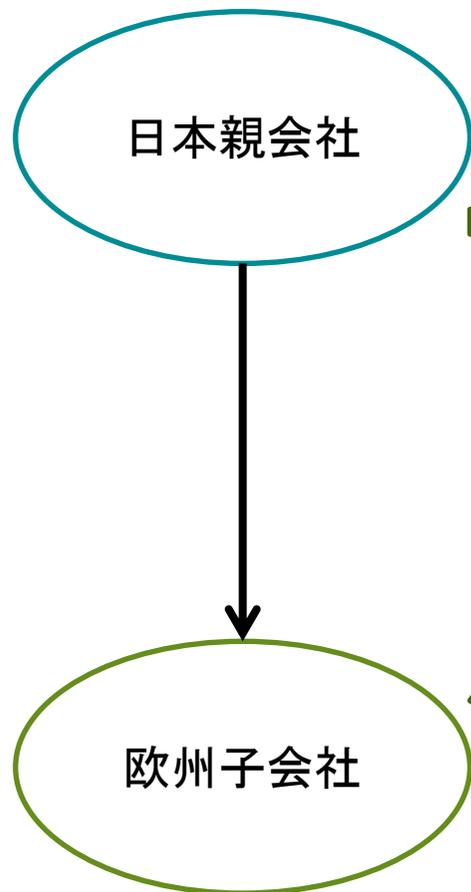


- 「子会社の行為に関して、親会社が実際に決定的な影響力を行使したとの反証可能な推定」(*Akzo v Commission, 2009*)
- 親会社が子会社の株式を「ほぼ完全に」(99.75%)保有する場合についても推定が適用 (*Eni SpA v Commission, 2013*)

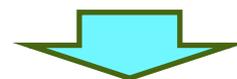


- 子会社による違反行為の責任を親会社にも帰責させるため、欧州委員会は親会社が子会社の株式を100%に保有することを証明すれば足りる
- これに対して、親会社が責任を免れるためには、子会社が独立して行動したことを立証しなければならない
- 推定を反証するのは容易ではない(ほぼ不可能)。
- 但し、反証のための証拠が提出された場合には、欧州委員会はなぜその証拠が反証に不十分であったか説明しなければならない(*Edison v Commission, 2013, Alstom v Commission, 2015*)

親会社責任：ケース2： 一部所有

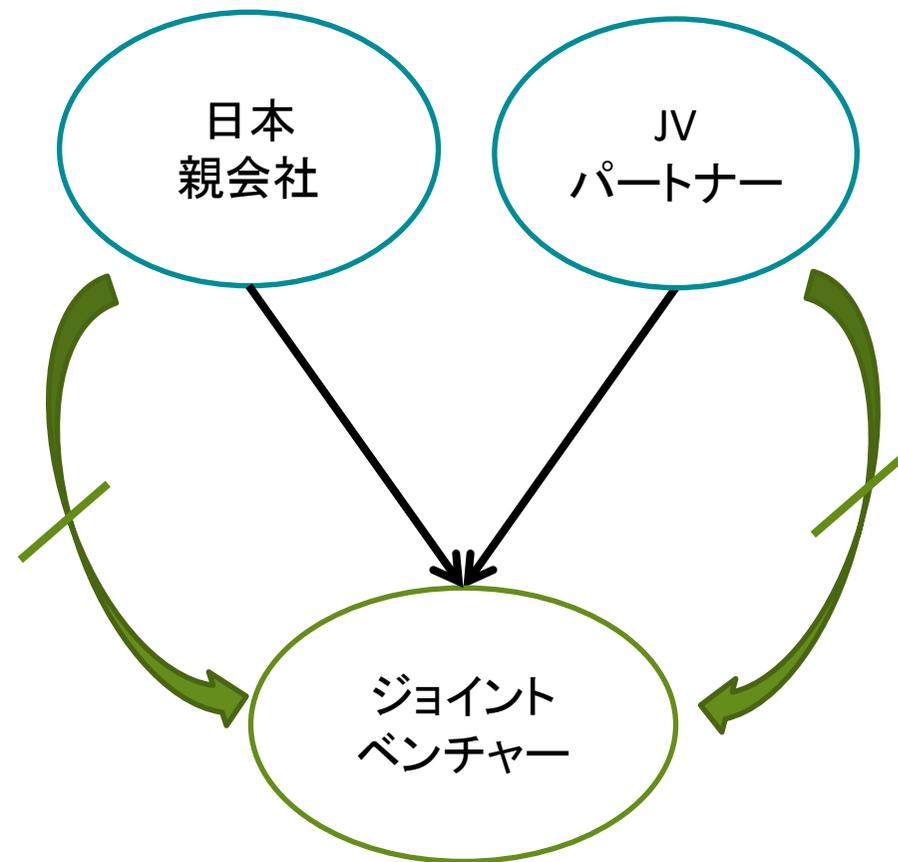


- 子会社の行動に関して、親会社が決定的な影響力を行使したとの推定は働かない



- 欧州委員会は、親会社が子会社に対して決定的な影響力を行使することができ、実際にそれを行行使したことを立証する必要
- 親会社との子会社との経済的、組織的及び法的な繋がりに係る事実に関する証拠を評価する必要
- 判断要素：取締役会の構成、子会社の経営への関与、保有株式の割合、報告義務、拒否権、一定額以上の取引についての承諾の要否など
- 少数株主が決定的な影響力を行使したと判断された事案もある – 経済的な利益を守るために少数株主に通常付与される以上の権利が与えられている場合 (*Fuji Electric Co Ltd v Commission*, 2011)

親会社責任: ケース3: ジョイントベンチャー

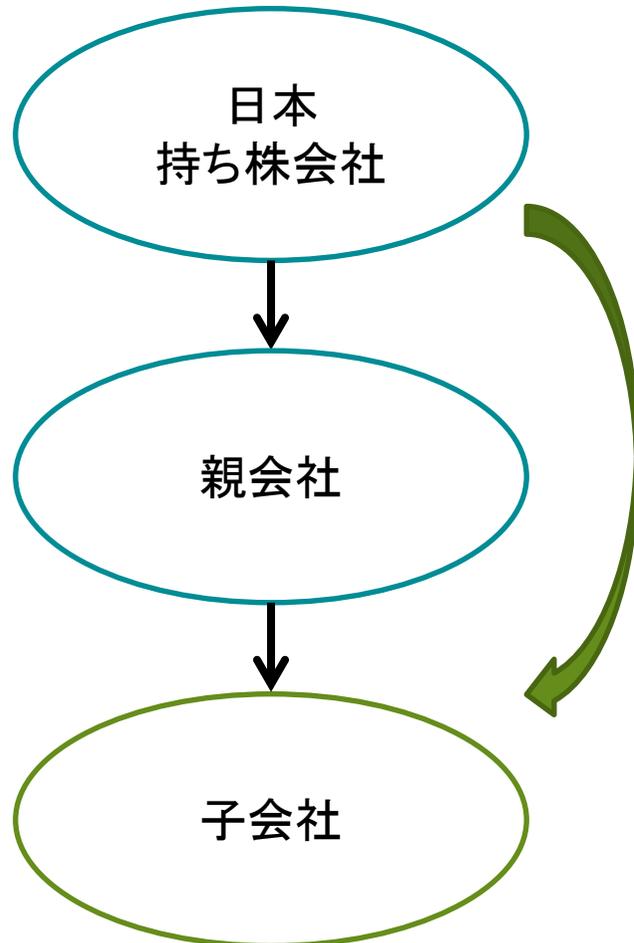


- 親会社がジョイントベンチャーに対して決定的な影響力を行使したとの推定は働かない

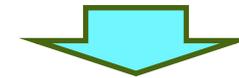


- ジョイントベンチャーの違反行為に関して、一方の親会社のみを帰責させる場合には、当該親会社のみが決定的な影響力を行使したことが証明されなければならない
- 両方の親会社がジョイントベンチャーに対して、決定的な影響力を実際に行使したことが立証された場合には、3つの構成体は単一経済単位とされることがある(*Dow Chemical v Commission, 2013, El DuPont v Commission, 2013*)
- EU企業結合規則の文脈における「全機能型ジョイントベンチャー」であったとしても、当該ジョイントベンチャーが親会社から独立して自律的に経営判断を行なっているとは必ずしもされない

親会社責任: ケース4: 持ち株会社/非事業会社



- 持ち株会社が親会社の株式を100%所有し、当該親会社が違反行為をしたグループ子会社の株式を100%を所有する場合、持ち株会社が親会社に対して、及び間接的に子会社に対しても決定的な影響力を行使したとの推定が働く



- 子会社が独立して行動したことを反証できなければ、事業を何ら行なっていない持ち株会社も、子会社と連帯して責任を負担する
- 投資会社: 単なる投資目的で株式を所有していたとしても、欧州委員会は決定的な影響力を行使したと認定することもある (議決権、取締役会の構成、経営への関与、月次報告) (*High Voltage Power Cables decision, 2014*)

親会社責任の影響

制裁金の上限はグループ全体の売上げで判断 → 制裁金額の増加

- 制裁金の算定に係る事業者の総売上げの10%の上限は、違反行為をした構成体だけではなく、グループ全体の売上げで判断される。

再犯と認定される可能性の増加 → 制裁金額の増加

- グループ内に属する子会社による違法行為であれば親会社にも帰責される可能性があるため、制裁金額の算定に当たり再犯と認定される可能性が高まり、制裁金額が増加する恐れがある。

損害賠償請求 → リスクの増大

- 親会社又は子会社のいずれに対しても損害賠償請求訴訟を提起することができるため、EU競争法違反に基づく損害賠償請求について管轄を有する国が増えることになる。

単一経済事業体とされる構成体の間では、EU機能条約第101条1項が適用されない

- 単一経済事業体とされる構成体、すなわち親会社と子会社との間の協定には、それがいかに競争制限的であっても、EU機能条約101条1項は適用されない。(Viho v Commission, 1996)

実務への影響

親会社責任を免れるのは容易ではない！

- EUレベル
- 親会社責任に関するルールは、加盟国によって異なることも

この分野における判例法の進展に注目

- 近年多くの判決が出ている
- *Alstom v Commission, 2015, Edison v Commission, 2013*
- *Total v Commission, 2015, Commission v Tomkins plc, 2013*

コンプライアンスの実施を第三者に対しても徹底する

- 子会社およびジョイントベンチャー。但し、競争事業者とのジョイントベンチャーでは実務上、コンプライアンス・ポリシーを実施することが困難な場合もある
- 販売業者、代理店についてもコンプライアンス・ポリシーを実施することも検討：商事代理人による競争法違反行為：代理人がその権限内で行為したであれば、EU機能条約第101条1項の文脈で、本人と同一の「事業者」とされる。代理人がその権限を越えて行為をしたのであれば（地理的制限を含めて）、本人に代理人の行為は帰責されない(*voestalpine v Commission, 2015*)
- 親会社の子会社に対してコンプライアンス・ポリシーを実施したため、親会社の子会社の経営判断を監督していたと認定された事案もある(*Schindler v Commission, 2013*)

ご清聴ありがとうございました！

アシャースト法律事務所
ブリュッセルオフィス

弁護士 工藤 明弘

Avenue Louis 489

1050 Brussels

T: +32 2 641 9974

M: +32 470 908 401

Akihiro.kudo@ashurst.com

987578_2

© Ashurst 2015

ashurst